

## 三陸観光バス運行支援事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1 三陸地域（沿岸 13 市町村）における誘客促進、観光消費効果の向上を図るため、観光客の誘客に際して二次交通の整備が課題とされている同地域を対象とした観光バスツアー等に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和 32 年岩手県規則第 71 号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

### (定義)

第2 この要綱において「観光バスツアー等」とは、旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）及び同法施行規則（昭和 46 年運輸省令第 61 号）の規定に基づく登録を受け、貸切バスを使用した第 4 に定める募集型企画旅行及び受注型企画旅行をいう。

2 「宿泊施設」とは、旅館業法（昭和 23 年法律 138 号）に定める旅館営業、ホテル営業及び簡易宿所営業を行う施設並びに住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）に定める住宅宿泊事業を行う施設をいう。

3 「バス事業者」とは、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営む者をいう。

### (補助事業者)

第3 補助金の交付の対象事業者は、旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）及び同法施行規則（昭和 46 年運輸省令第 61 号）の規定に基づく登録を受けた旅行者とする。

### (補助事業、補助対象経費、補助金の額及び申請上限額)

第4 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の助成要件（以下「助成要件」という。）、補助金の額及び補助金申請を行うことができる上限額（以下「申請上限額」という。）は、別表第 1 のとおりとする。

### (申請の取下期日)

第5 規則第 8 条第 1 項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して 10 日以内とする。

### (事業遂行状況の報告)

第6 知事は、補助事業の遂行状況を確認する必要があると認めた場合には、補助事業者に報告を求めることができる。この場合、補助事業者は、補助事業の遂行状況を補助事業遂行状況報告書（様式第 9 号）により知事に報告しなければならない。

### (立入検査等)

第7 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

### (補助金の額の確定)

第8 知事は、補助事業者から別表第 2 の規則第 13 条第 1 項の規定による書類の提出があったときは、書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

### (補助金の支払い)

第9 補助金の支払いは、別表第 2 の規則第 13 条第 1 項の規定による書類の提出を受け、第 8 に規定する補助金の額の確定後、行うものとする。

### (提出書類及び提出期日)

第10 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第 2 のとおりとする。

(書類の整備等)

第 11 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間（当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る処分の制限期間が5年を超える場合にあっては当該処分の制限期間）これを保存しなければならない。

(消費税等仕入控除税額に係る報告等)

第 12 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率（当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が明らかではないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第10号）により知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による知事の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

(その他)

第 13 知事は、補助事業者に対し、この要綱に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

2 この要綱に定めるもののほか、観光バス運行支援事業費補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

別表第1 (第4関係)

補助事業	助成要件	補助金の額	申請上限額
以下の各号を満たす三陸観光バス運行支援事業 (1) 岩手県内に営業所を有するバス事業者の車両を使用すること。 (2) 岩手県の三陸地域の宿泊施設に1泊以上すること。 (3) 岩手県の三陸地域以外の宿泊施設に1泊以上すること。 (4) 三陸地域の観光地(観光目的で立ち寄るスポット)、有料体験コンテンツ及び震災学習のいずれか1つ以上を利用すること。	左記の要件(1)、(2)及び(4)を満たす観光バスツアー等の運行	バス1台につき50,000円(定額)	1事業者(支店・営業所単位)当たり500,000円
	左記の要件(1)、(3)及び(4)を満たす観光バスツアー等の運行	バス1台につき20,000円(定額)	

(注) 三陸地域とは、宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村及び洋野町を指すものであること。

別表第2 (第10関係)

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	三陸観光バス運行支援事業費補助金申請書 1 旅行行程表及び企画書(旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金及びその他の旅行条件に関する企画の内容を記載した書面) 2 運送を引き受ける貸切バス事業者が発行した運送引受書 3 振込口座の銀行名、支店名、普通当座の別、口座番号、名義人(フリガナ)が分かる部分の通帳の写し 4 その他知事が必要と認める書類	第1号	1部  1部  1部  1部	別に定める日
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	三陸観光バス運行支援事業変更(中止・廃止)承認申請書	第2号 第3号	1部 1部	当該事業の変更(中止、廃止)を行う日まで
規則第13条第1項の規定による書類	三陸観光バス運行支援事業費補助金請求書 1 実績報告書 2 最終の旅行行程表 3 貸切バス利用証明書 4 宿泊証明書 5 募集に使用したパンフレット、チラシ、ホームページ等の写し 6 三陸地域観光施設等訪問報告書 7 その他知事が必要と認める書類	第4号  第5号  第6号 第7号  第8号	1部  1部 1部 1部 1部  1部 1部	補助事業の完了の日(補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日)から起算して30日を経過した日